

## ご利用なさるには…

児童福祉法に基づいて「指定児童発達支援事業所」としてサービス提供を行っています。ご利用には、次の手続きが必要になります。

- 1 健診や医療機関からの紹介をしていただきます。
- 2 見学希望の方は、予約をしていただきます。
- 3 ご利用の希望がある場合は、市役所に連絡をし、利用申請をしていただきます。  
(障がい福祉課 Tel 20-3025)

対象 幼児

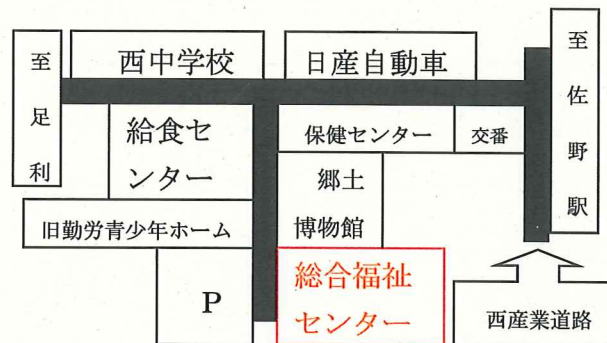
実施区域 佐野市全域

利用日時 月～金曜日（祝祭日を除く）  
9:30～17:00

## 所在地

〒327-0003  
栃木県佐野市大橋町3212-27  
(総合福祉センター内)

### 周辺地図



0283-22-8167

✉ child@sanoshakyo.or.jp

※見学ご希望の方は、上記の電話でご連絡ください。

## 指定児童発達支援事業所

平成30年度～



社会福祉法人 佐野市社会福祉協議会

目的

発達に心配のある幼児を  
対象に、楽しく通所できる  
早期療育の場として、て  
いねいな療育を提供し、  
集団生活に適応すること  
ができるように支援をして  
いきます。



利用料金

(平成 30 年 4 月 1 日改正)

利用の方には指定児童発達支援に通常要する費用のうち、通所給付費等の額を控除した額をお支払いいただきます。

基本料金 (利用料金 1 回分)		5 6 5 円
加 算	児童指導員等加配加算	1 3 9 円
	福祉専門職員配置等加算	6 円
	欠席時対応	9 4 円
	計	2 3 9 円
処遇改善加算 総利用料の 3.1%		

※状況に応じて、年度途中でも利用料金が変わる場合もございます。

サービス内容

[グループ指導] 月～金曜日

☆親子グループ (10:30～11:30)

親子で楽しく活動しながら、様々な発達が促進できるように支援します。

☆幼児グループ① (14:20～15:20)

幼児グループ② (16:00～17:00)

小集団での活動を通して、様々な発達が促進できるように支援します。

[個別指導] 月～金曜日

① 1 回 4 0 分 (個別) ② 1 回 5 0 分 (2～3人)

☆幼児

一人ひとりの子どもの状態に応じ、個々のもっている能力が促進できるように支援します。

☆発達相談

発達や就園・就学に関する相談やお子さんへの関わり方や問題行動への対処の仕方などを専門家がアドバイスをいたします。